

二關シテハ東京市區改正條例、東京市區改正土地建物處分規則及大正七年勅令第百八十一號ヲ準用ス但シ東京市區改正條例第七條ノ金額ハ内務大臣大藏大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

閣甲一八二

大正七年九月十九日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

高

法制局長官



外務大臣

齋

大藏大臣

田

海軍大臣

松

文部大臣

上

逓信大臣

通

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

五

農務大臣

南

別紙内閣總理大臣請議國勢調査施行令制定ノ件ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

二十七

法制局



勅令案

朕國勢調査施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ  
公布セシム

御名 御璽

大正七年九月二十五日

内閣總理大臣

勅令第三百五十八號

呈案所箋ノ通

参照

●國勢調査ニ關スル制  
明治三十五年十二月二日  
 法律第四十九號總、大臣副署  
 第三十八條第三項

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國勢調査ニ關スル法律  
 ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 國勢調査ハ各十箇年毎ニ一回帝國版圖  
 内ニ施行ス

第二條 國勢調査ノ範圍、方法及經費ノ國庫ト地  
 方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ  
 以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ヲ行フハ時期ハ勅令ヲ  
 以テ之ヲ定ム



法制局廳第三三三號



左案勅令制定公布ノ必要アリ  
依テ案ヲ具シ閣議ヲ請フ

大正七年九月十八日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅



内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

白甲一八二

臨時國務調查局

内閣



國勢調査施行令

第一條 第一回國勢調査ハ大正九年十月一日午前零時  
、現在ニ依リ之ヲ行フ

第二條 第一回國勢調査ハ前條ノ時期ニ當リ  
圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

一 氏名

二 世帯・家族ノ地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ關係



六 職業及職業上ノ地位

七 出生地

八 氏籍別又ハ國籍別

前條ノ時期前、帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セ  
スレテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣  
ニ入りし者ハ大正九年十月一日午前零時ニ帝  
國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

第三條 前條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス  
本令ニ依テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニ  
スル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯ト  
ス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ  
共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ  
一人ナル場合亦同シ

寄宿舎、病院、旅店、下宿屋、其他家計ヲ共  
ニセザル者、集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニ  
テ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋又ハ一航  
船毎、一世帯ト準ス

第四條 世帯主又ハ世帯ノ管理者、其ノ世帯



現在之者、就十國勢調査申先書ヲ以テ  
第二條第一項各縣ノ事項ヲ申告スル義務  
アルモノトス

第五條 國勢調査申先書用紙之ヲ各世帯  
ニ配付ス

第六條 府縣知事ノ内閣總理大臣ノ命ヲ承テ  
府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第七條 郡長ハ府縣知事ノ命ヲ承テ郡内ノ  
調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 市長ハ府縣知事ノ命ヲ承テ

市内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第九條 町村長ハ郡長ノ指揮監督ヲ承テ町村  
内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十條 市町村長ハ調査ヲ執行スル為府縣知  
事ノ認可ヲ經テ市町村區域ヲ調査區ニ分割

但シ特別ノ事情アルトキ  
一町村ヲ以テ一調査區  
ト為スユトシ得

第十一條 内閣總理大臣ハ府縣知事ノ具申ニ依  
リ船舶ノ輻湊スル水面ノ調査ヲ市町村長ニ



現在之ル者、就十國勢調査申告書ヲ以テ  
第二條第一項各款ノ事項ヲ申告スルノ義務  
アルモノトス

第五條 國勢調査申告書用紙之ヲ各世帯  
ニ配付ス

第六條 府縣知事、内閣總理大臣、余ヲ承テ  
府縣内、調査、執行ヲ指揮監督ス

第七條 郡長、府縣知事、余ヲ承テ郡内、  
調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 市長、府縣知事、指揮監督ヲ承テ

市内ノ調査、執行ヲ管掌ス

第九條 町村長、郡長、指揮監督ヲ承テ町村  
内、調査、執行ヲ管掌ス

第十條 市町村長、調査ヲ執行スルハ  
事、認可ヲ經テ市町村區域  
ニ分劃

但シ特別ノ事情アルトキハ一町村ヲ以テ一調査區  
ト為スコトヲ得

第十一條 内閣總理大臣、府縣知事、具申ニ依  
リ船舶、輻湊スル水面、調査ヲ市町村長



掌せしむルコトヲ得此、場合ニ於テ府縣知事、  
其ノ直接ニ管掌スル區域ヲ關係郡市町村  
長ニ通知ス

府縣知事ノ直接ニ管掌スル水而、調査ニ關シ  
テハ府縣知事ハ關係官公署ノ職員及實況  
ニ通シル者、同勢調査事務局委員、屬託シ  
テ、其ノ事務ヲ補助せしムコトヲ得

府縣知事ノ直接ニ管掌スル水而、調査ニ關  
シテハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

調査區ノ分割、調査員數及調査ニ關スル手續  
ヲ定ム

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル為市町村ニ國勢調  
査員ヲ置ク  
府縣知事直接ニ調査ヲ管掌スル場合ニ於テハ尚府縣ニ  
國勢調査員ヲ置ク

第十三條 調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ而  
シテ、於テ之ヲ命ス

第十四條 調査員ニ別ニ定ム徽章ヲ交付  
シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム



其ノ事務ヲ直接ニ之、管  
掌セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ府縣知事  
其ノ直接ニ管掌スル區域ヲ關係郡市町村  
長ニ通知ス

府縣知事ノ直接ニ管掌スル水而、調査ニ關シ  
テハ府縣知事ハ關係官公署ノ職員及實況  
ニ通シル者、同勢調査事務委員、屬託シ  
テ、其ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得  
府縣知事ノ直接ニ管掌スル水而、調査ニ關  
シテハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ

調査區ノ分割 調査員數及調査ニ關スル手續  
ヲ定ム

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル為市町村ニ國勢調  
査員ヲ置ク  
府縣知事直接ニ調査ヲ管掌スル場合ニ於テハ尚府縣ニ  
國勢調査員

第十三條 調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ  
同勢調査員ニ於テ之ヲ命ス

第十四條 調査員ニ別ニ定ム徽章ヲ交付  
ニ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム



第十五條 國勢 調査久、府縣知事又、市町村長、指揮監督ヲ承テ擔當調査區内ニ於テ國勢調査申先書用紙、配付、國勢調査申先書、蒐集其他之、件ヲ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 國勢 調査久、右世帯、就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間、九月二十日ヨリ十月五日迄トス、但シ蒐集シタル國勢調査申先書ノ事項、關シ質問シ要スル場合ハ、限、在ラズ

第十七條 國勢調査申先書及所屬書類ハ、限府縣知事ノ定メタル期間迄ニ町村長ハ之ヲ郡長、郡長及市長ハ之ヲ府縣知事、提出シ、府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ之ヲ内閣總理大臣、提出ス

第十八條 天災ノ事變ノ為調査員第十七條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ、能ハサトテ、府縣知事又ハ之ヲ完結スルコト、府縣知事事、直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣、報告スル、此ノ場合、府縣知事府縣知事ハ内閣總理大臣、認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又



第十五條 <sup>國勢</sup>調査多クハ府縣知事又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承テ擔當調査區内ニ於テ國勢調査申先書用紙ノ配付、國勢調査申先書ノ蒐集其他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 <sup>國勢</sup>調査タル世帯ノ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間、九月二十ヨリ十月五日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申先書ノ事項ハ關シ質問シ要スル場合ハハ、限、在ラズ

第十七條 國勢調査申先書及所屬書類ハ

限

府縣知事ノ定メタル期間迄ニ町村長ハ之ヲ郡長、郡長及市長ハ之ヲ府縣知事、提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ之ヲ内閣總理大臣、提出スル

第十八條 天災ノ事變ノ為<sup>國勢</sup>調査員第十七條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ、ハ、得セ、又ハ之ヲ完結スルコト能ハサトテハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣、報告スル此ノ場合、於テ府縣知事ハ内閣總理大臣、認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又



第十五條 國勢 調査多クハ府縣知事又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承テ擔當調査區内ニ於テ國勢調査申先書用紙ノ配付、國勢調査申先書ノ蒐集其他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 國勢 調査タル世帯ノ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間、九月二十ヨリ十月五日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申先書ノ事項ハ關シ質問シ要スル場合ハハ、限、在ラズ

第十七條 國勢調査申先書及所屬書類ハ

府縣知事ノ定メタル期間迄ニ町村長ハ之ヲ郡長、郡長及市長ハ之ヲ府縣知事、提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ提出スル

第十八條 天災ノ事變ノ為ニ調査員第十七條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ、ハ、得、セ、ハ、又ハ之ヲ完結スルコト能ハサトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スルシ此ノ場合、於テ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又



ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別、期間ヲ定メ又、期間ヲ延長

シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ右有大臣

ハ所管ノ官廳、官吏及吏員、今年之内閣總理

大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮監督ヲ承ケ

國勢調査ノ事務ニ取組ム

第二十條 北海道ニ在リ、本令中府縣知事

ノ關スル規定ハ北海道廳長及郡制市制及

町村制ヲ施行セザル地ニ在リ、本令中郡、町、

市町村、市町村長ニ關スル規定ハ之ニ相當スル

地區吏員、市制第六條及第二條第三項

市ニ在リ、本令中郡 郡長ニ關スル規定ハ

市長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八

條ニ在リ、市市長區區長ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本令ヲ適用シ難キ場所、關スル調査

ハ付テハ内閣總理大臣別、其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒

ミ又故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下

ノ罰金又ハ科料、處ス申先義務者ヲシテ申



ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ノ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長

シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ若シ大臣

ハ所管ノ官廳、官吏及吏員、今年之内閣總理

大臣又ハ其ノ指定シタル職、推選シテ

國勢調査ノ事務

第三十條

ノ關スル規定ハ北海道廳長官、若シ市制及

町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中ノ規定

臨時國勢調査局

市町村、市町村長ノ關スル規定ハ之ニ相當ス

地區吏員、市制第六條及第三十條第三項

ノ規定ハ本令中ノ郡郡長ノ關スル規定ハ

市長、市市長ノ關スル規定ハ市制第六條及第八

條ノ市ニ在リテハ市市長區區長ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本令ヲ適用シ難ク場所ノ關スル調査

ハ付テハ内閣總理大臣別ノ其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 調査ノ際ニ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒

ム又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十四以下

ノ罰金を又ハ科料、處ス申先義務者ヲシテ申

臨時國勢調査局



先ツ為スコトヲ得カレシメ又ハ不實ノ申告ヲ  
為サシタル者亦同シ

第三三條 虚偽ノ凡説ヲ流布シ又ハ偽計若クハ  
威カラ用キテ國勢調査ヲ妨ケタル者ハ一年  
以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三二條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第三條第  
一項、掲ぐる事項ノ外朝鮮總督、臺灣總督  
及樺太廳長官ノ必要ト認めル事項ヲ併セ  
調査スルコトヲ得此場合ニ於テハ内閣總理大  
臣ノ承認ヲ受クヘシ

第三一條 朝鮮、臺灣及樺太ニ執行スル國  
勢調査ニ關シテハ第四條乃至第三十一條ノ  
規定ヲ適用セス朝鮮總督、臺灣總督及  
樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ得テ別  
ニ其ノ手續ヲ定ム